発　注　書

年　　月　　日

姫路ホーム株式会社　御中

工事完成保証人　三井ホーム株式会社 御中

注文者氏名　　㊞

住所

TEL

連帯保証人　　㊞

住所

TEL

建築工事請負契約約款に基づき下記のとおり発注いたします。
あわせ、個人情報の取扱に関するお願いを承諾いたします。

記

1．工事名称

2．工事場所

3．工事期間(予定)　　年　月　日より　　年　月　日

4．工事価格(消費税等を除く)　金　　円也

取引に係る消費税等　金　　円也

合計額(請負代金)　金　　円也

5．内訳

工事項目	単価・数量	金額

工事価格(消費税等を除く)	
取引に係る消費税等	
合計額(請負代金)	

6．合計額（請負代金）の支払方法

時期	予定日	金額	時期	予定日	金額
契約締結時	年　月　日	金　円也	時	年　月　日	金　円也
時	年　月　日	金　円也	時	年　月　日	金　円也

7．工事価格以外の費用

項目	／	金額	項目	／	金額
			諸費用合計		

※○印は、消費税等の課税対象です。課税対象項目は、消費税等相当額を含んだ金額です。
※上記諸費用のお支払いは、本契約締結の時までとします。

8．本契約に係る消費税等は、全額注文者の負担とします。

9．本契約は、受注者からの受注書の提出をもって成立します。

当社の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)およびその具体的な取組み内容を「三井ホームグループプライバシーステートメント」として宣言いたしております。
「三井ホームグループ プライバシーステートメント」はホームページをご覧ください。
http://www.mitsuihome.co.jp/privacy/privacy.html

以上

建築工事請負契約約款

(総則)
第１条　注文者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、互いに協力し信義を守り誠実に本契約を履行する。
２．乙は、本契約に基づいて、この工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金および工事価格以外の費用（以下「請負代金等」という。）を約定の期日までに支払うものとする。
(甲が複数の場合)
第２条　甲が複数のときは、甲の乙に対する債権・債務は、それぞれ連帯債権・連帯債務の関係となるものとする。
２．前項の場合において、甲の一名に対する履行の請求および通知は、他のすべての甲に対してもその効力を生ずるものとする。
(甲の通知)
第３条　甲は、その住所、氏名または名称を変更したときは、すみやかにその旨を書面により乙に通知するものとする。
(工事場所の権利の説明)
第４条　甲は、乙から請求があるときは、工事場所が甲の所有の場合には、その所有を証する登記簿謄本その他の書面を、工事場所が甲の所有でない場合には、所有者の工事承諾書または甲の工事権限を明らかにする書面（借地の場合には借地に関する契約書を含み、借地契約書に増改築禁止特約がある場合には地主の承諾書を含む。）を、乙に提出して、工事場所に関する甲の権利を説明するものとする。
２．乙は、甲より前項に定める書面の提出および工事場所に関する甲の権利の説明がなされるまでの間、第13条の定めにかかわらず工事に着手しないことができるものとする。
(一括委任・下請負の承諾)
第５条　乙は、乙の責任において、工事の全部または大部分を一括して乙の指定する者に委任し、または請負わせることができ、甲はあらかじめこれを承諾する。
(権利または義務の譲渡等の禁止)
第６条　甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡しまたは引き受けさせることはできない。
２．甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約の目的物、検査済の工事材料および建築設備の機器を第三者に譲渡または貸与してはならず、また抵当権その他の担保の目的に供することはできない。
(連帯保証人)
第７条　連帯保証人は、甲の債務不履行の場合、本契約から生ずる請負代金等について甲と連帯して保証の責任を負う。
２．甲が事業のために本契約を締結する場合、個人である連帯保証人は、甲から次の各号の事項について情報提供を受け、これを確認した上で本契約条件にて合意・締結に至ったものであることを確認し、甲は、乙に対し、連帯保証人に対して情報提供した内容が真実かつ正確であり、過不足がないことを表明保証する。
(1)甲の財産および収支の状況
(2)本契約の債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
(3)本契約の債務の担保として他に提供しまたは提供しようとするものがあるときはその旨およびその内容
３．連帯保証人の一名に対する履行の請求および通知は、他のすべての甲および連帯保証人に対してもその効力を生ずるものとする。
４．連帯保証人がその義務を果たせないことが明らかになったとき、甲は、すみやかにその旨を乙に通知し、乙は、甲に対して、連帯保証人の変更を求めることができる。
(工事完成保証人の責任)
第８条　三井ホーム株式会社（以下「丙」という。）は、次条に定めるところにより、乙に代わって目的物を完成する責任を負うものとする。
(丙への工事完成請求)
第９条　甲は、乙が次の各号の１にあたるときは、丙に対して、工事を完成すべきことを請求することができる。
(1)正当な理由なく工事を着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
(2)工期内または期限後相当期間内に、甲の責任に帰すことのできない事由により工事を完成させる見込がないことが明らかになったとき。
２．丙は、乙が前項各号の1にあたるときは、甲に通知することにより、工事を完成させることを引き受けることができる。
３．丙は、第１項に定める請求を受けたときは、または前項に定める引受の意思表示をしたときは、本契約に基づく乙の権利義務を乙から免責的に承継するものとし、乙は、本契約関係から離脱する。
４．第１項および第２項に定める甲および丙の権利は、乙が本契約の目的物を甲に引渡した時に消滅するものとする。
(設計業務等)
第10条　甲は、本契約の目的物に関わる設計・監理業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。
２．前項に定める委託業務の報酬は、工事価格以外の費用に記載するものとする。
３．前二項の定めは、甲・乙間において別途設計業務または設計・監理業務に関する委託契約を締結した場合には、第１項の業務のうち該当する設計業務または設計・監理業務については適用しないものとする。
４．甲は、乙の組織改正または人事異動その他の必要により、設計者、監理者その他の変更があり得ることをあらかじめ承諾する。
(支給材料、貸与品)
第11条　甲が支給する工事材料もしくは建築設備の機器（以下あわせて「支給材料」という。）または貸与品があるときは、甲の負担と責任において支給または貸与する。ただし、乙は、これを使用することが適当でないと認めたときは、すみやかにその旨を甲に通知する。
(現場代理人)
第12条　乙が現場代理人を置くときはあらかじめ甲に通知する。
２．現場代理人は現場事項を処理し、その責任を負う。
３．現場代理人は、監理技術者または主任技術者を兼ねることができる。
(工事着手日)
第13条　本契約の工事着手日は、法令に基づく許認可等を受けた後（公的金融機関の融資を利用する場合には、貸付予約通知書等による工事着手の許可に関する所定の書類受領後）の予定の期日とする。
(甲による工事および工期の変更)
第14条　甲は、本契約締結後においても、必要によって工事の追加・変更、または工期の変更の協議を乙に求めることができるものとし、その変更内容およびこれに伴う請負代金等の変更については、この契約に準じて別途書面により契約を締結するものとする。ただし、工事の追加・変更の場合、工期は、施工等に必要な日数につき延長されるものとし、この延長日数については遅延損害金の対象期間外とする。
(乙による工期の変更)
第15条　乙は、次の各号の１に該当する事項を知ったときは、すみやかにその旨を甲に通知するものとし、この場合、乙は、施工等に必要な日数につき工期の延長を請求できるものとする。
(1)天災地変・天候不良等の不可抗力、法令に基づく許認可・検査もしくは融資手続きの遅延または第三者による妨害、その他乙の責任に帰すことのできない事由によって工期内に工事を完了することができないとき。
(2)本契約の目的物の完成に重大な影響をおよぼすおそれのある隠れた事実が発見されまたは発生したとき。
(3)地盤の不良その他完成した目的物の安全を保証しがたい事由が発見され、設計または仕様の変更を必要とすると考えられるとき。
(4)工期に影響すべき重大な事実および事態が生じたとき。
(5)その他甲の権利義務に影響する重大な事実を知ったとき。
(請負代金等の変更)
第16条　次の各号の１に該当する場合は、甲および乙は、相手方に請負代金等の変更を求めることができる。
(1)第14条および第15条により工事の追加・変更または工期の変更があったとき。
(2)支給材料・貸与品について品目、数量、受渡期間、または受渡場所の変更があったとき。
(3)工期内に予期することができない法令の制定・改廃、経済事情の激変等により、請負代金等が明らかに適当でないと認められるとき。
(4)一時中止した工事または災害を受けた工事を継続する場合、請負代金等が明らかに適当でないと認められたとき。
２．請負代金等の変更をするときは、甲・乙が協議して書面をもってその金額を定める。ただし、工事の減少部分については工事費内訳明細書により、増加部分については時価によるものとする。
３．第１項の定めにかかわらず、本契約の目的物の着手期日が本契約締結日から６ヵ月以上経過した日となった場合は、甲・乙協議の上、請負代金等の額を変更できるものとする。この場合、変更につき協議が成立しないときは、甲または乙は、本契約を解除できるものとし、その処理については第27条第１項の規定を準用する。
(施工について生じた一般の損害)
第17条　工事の完成引渡しまでに本契約の目的物、工事材料その他施工一般について生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害のうち、次の各号の1に該当する場合は甲の負担とし、乙は必要に応じて工期の延長を請求することができるものとする。
(1)甲の都合によって着工予期日までに着工できなかったとき、または甲が工事を継続もしくは中止したとき。
(2)甲の前払いまたは部分払いが遅延したため乙が工事に着手できず、または乙が工事を中止したとき。
(3)支給材料または貸与品の受渡が遅れたため、乙が工事の手待または中止をしたとき。
(4)その他、甲の責任に帰すべき事由によるとき。
(第三者の損害および第三者との紛議)
第18条　工事の施工にあたり第三者の生命、身体に危害を及ぼし財産などに損害を与えたときは、甲と乙協力して処理解決にあたるものとし、これに要した費用は乙の負担とする。ただし、甲の責任に帰する事由によるときは、甲の負担とする。
２．工事の施工にあたり第三者との間に紛議を生じたときは、次の各号に従う。
(1)騒音・振動を原因として生じた紛議は、乙がその解決にあたり、甲・乙協議の上必要な措置をとるものとし、これに要した費用は乙の負担とする。
(2)日照阻害、眺望侵害・風害・電波障害等、建築敷地もしくは本契約の目的物の利用形態を原因として生じた生活環境に関する紛議、または境界その他近隣関係に関する紛議は、甲がその処理解決にあたり、甲・乙協議の上必要な措置をとるものとし、これに要した費用は甲の負担とする。
(3)その他第三者との間の紛議は、甲・乙協議の上必要な措置をとる。
３．乙の責任に帰すことのできない事由によって前二項の損害または紛議が生じたときは、乙は、施工等に必要な日数につき、工期の延長を請求できるものとする。
(不可抗力による損害)
第19条　天災地変、風水火災等の自然的事象または第三者による人為的事象であって、甲・乙いずれにも責任を帰することのできない事由によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場

印紙

受　注　書

年　　月　　日

注文者　　　　　　　　　　　　　　　様

受注者　兵庫県加古川市加古川町北在家2047番地
姫路ホーム株式会社
代表取締役社長　吉　田　　学　㊞

工事完成保証人
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
三井ホーム株式会社
取締役専務執行役員　河　合　淳　也

建築工事請負契約約款に基づき下記のとおり受注いたします。
あわせ、個人情報の取扱を適正におこないます。

記

1．工　事　名　称

2．工　事　場　所

3．工　事　期　間(予定)　　　年　　月　　日より　　　年　　月　　日

4．工事価格(消費税等を除く)　金　　　　　円也

取引に係る消費税等　金　　　　　円也

合　計　額(請負代金)　金　　　　　円也

5．内　訳

工　事　項　目	単　価・数　量	金　　額
	工事価格(消費税等を除く)	
	取引に係る消費税等	
	合　計　額(請負代金)	

6．合計額（請負代金）の支払方法

時　期	予　定　日	金　　額	時　期	予　定　日	金　　額
契約締結時	年　月　日	金　　円也	時	年　月　日	金　　円也
時	年　月　日	金　　円也	時	年　月　日	金　　円也

7．工事価格以外の費用

項　　目	／	金　　額	項　　目	／	金　　額
			諸　費　用　合　計		

※○印は、消費税等の課税対象です。課税対象項目は、消費税等相当額を含んだ金額です。
※上記諸費用のお支払いは、本契約締結の時までとします。

8．本契約に係る消費税等は、全額注文者の負担とします。

9．本契約は、受注者からの受注書の提出をもって成立します。

当社の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)およびその具体的な取組み内容を「三井ホームグループプライバシーステートメント」として宣言いたしております。
「三井ホームグループ プライバシーステートメント」はホームページをご覧ください。
http://www.mitsuihome.co.jp/privacy/privacy.html

担当者名：　　　　　電話番号：079－427－5331

以上

建築工事請負契約約款

(総則)
第1条　注文者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、互いに協力し信義を守り誠実に本契約を履行する。
2．乙は、本契約に基づいて、この工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金および工事価格以外の費用（以下「請負代金等」という。）を約定の期日までに支払うものとする。
(甲が複数の場合)
第2条　甲が複数のときは、甲の乙に対する債権・債務は、それぞれ連帯債権・連帯債務の関係となるものとする。
2．前項の場合において、甲の一名に対する履行の請求および通知は、他のすべての甲に対してもその効力を生ずるものとする。
(甲の通知)
第3条　甲は、その住所、氏名または名称を変更したときは、すみやかにその旨を書面により乙に通知するものとする。
(工事場所の権利の説明)
第4条　甲は、乙から請求があるときは、工事場所が甲の所有の場合には、その所有を証する登記簿謄本その他の書面を、工事場所が甲の所有でない場合には、所有者の工事承諾書または甲の工事権限を明らかにする書面（借地の場合には借地に関する契約書を含み、借地契約書に増改築禁止特約がある場合には地主の承諾書を含む。）を、乙に提出して、工事場所に関する甲の権利を説明するものとする。
2．乙は、甲より前項に定める書面の提出および工事場所に関する甲の権利の説明がなされるまでの間、第13条の定めにかかわらず工事に着手しないことができるものとする。
(一括委任・下請負の承諾)
第5条　乙は、乙の責任において、工事の全部または大部分を一括して乙の指定する者に委任し、または請負わせることができ、甲はあらかじめこれを承諾する。
(権利または義務の譲渡等の禁止)
第6条　甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡しまたは引き受けさせることはできない。
2．甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約の目的物、検査済の工事材料および建築設備の機器を第三者に譲渡または貸与してはならず、また抵当権その他の担保の目的に供することはできない。
(連帯保証人)
第7条　連帯保証人は、甲の債務不履行の場合、本契約から生ずる請負代金等について甲と連帯して保証の責任を負う。
2．甲が事業のために本契約を締結する場合、個人である連帯保証人は、甲から次の各号の事項について情報提供を受け、これを確認した上で本契約条件にて合意・締結に至ったものであることを確認し、甲は、乙に対し、連帯保証人に対して情報提供した内容が真実かつ正確であり、過不足がないことを表明保証する。
(1)甲の財産および収支の状況
(2)本契約の債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
(3)本契約の債務の担保として他に提供しまたは提供しようとするものがあるときはその旨およびその内容
3．連帯保証人の一名に対する履行の請求および通知は、他のすべての甲および連帯保証人に対してもその効力を生ずるものとする。
4．連帯保証人がその義務を果たせないことが明らかになったとき、甲は、すみやかにその旨を乙に通知し、乙は、甲に対して、連帯保証人の変更を求めることができる。
(工事完成保証人の責任)
第8条　三井ホーム株式会社（以下「丙」という。）は、次条に定めるところにより、乙に代わって目的物を完成する責任を負うものとする。
(丙への工事完成請求)
第9条　甲は、乙が次の各号の1にあたるときは、丙に対して、工事を完成すべきことを請求することができる。
(1) 正当な理由なく工事を着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
(2) 工期内または期限後相当期間内に、甲の責任に帰すことのできない事由により工事を完成させる見込がないことが明らかになったとき。
2．丙は、乙が前項各号の1にあたるときは、甲に通知することにより、工事を完成させることを引き受けることができる。
3．丙は、第1項に定める請求を受けたときは、または前項に定める引受の意思表示をしたときは、本契約に基づく乙の権利義務を乙から免責的に承継するものとし、乙は、本契約関係から離脱する。
4．第1項および第2項に定める甲および丙の権利は、乙が本契約の目的物を甲に引渡した時に消滅するものとする。
(設計業務等)
第10条　甲は、本契約の目的物に関わる設計・監理業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。
2．前項に定める委託業務の報酬は、工事価格以外の費用に記載するものとする。
3．前二項の定めは、甲・乙間において別途設計業務または設計・監理業務に関する委託契約を締結した場合には、第1項の業務のうち該当する設計業務または設計・監理業務については適用しないものとする。
4．甲は、乙の組織改正または人事異動その他の必要により、設計者、監理者その他の変更があり得ることをあらかじめ承諾する。
(支給材料、貸与品)
第11条　甲が支給する工事材料もしくは建築設備の機器（以下あわせて「支給材料」という。）または貸与品があるときは、甲の負担と責任において支給または貸与する。ただし、乙は、これを使用することが適当でないと認めたときは、すみやかにその旨を甲に通知する。
(現場代理人)
第12条　乙が現場代理人を置くときはあらかじめ甲に通知する。
2．現場代理人は現場事項を処理し、その責任を負う。
3．現場代理人は、監理技術者または主任技術者を兼ねることができる。
(工事着手日)
第13条　本契約の工事着手日は、法令に基づく許認可等を受けた後（公的金融機関の融資を利用する場合には、貸付予約通知書等による工事着手の許可に関する所定の書類受領後）の予定の期日とする。
(甲による工事および工期の変更)
第14条　甲は、本契約締結後においても、必要によって工事の追加・変更、または工期の変更の協議を乙に求めることができるものとし、その変更内容およびこれに伴う請負代金等の変更については、この契約に準じて別途書面により契約を締結するものとする。ただし、工事の追加・変更の場合、工期は、施工等に必要な日数につき延長されるものとし、この延長日数については遅延損害金の対象期間外とする。
(乙による工期の変更)
第15条　乙は、次の各号の1に該当する事項を知ったときは、すみやかにその旨を甲に通知するものとし、この場合、乙は、施工等に必要な日数につき工期の延長を請求できるものとする。
(1)天災地変・天候不良等の不可抗力、法令に基づく許認可・検査もしくは融資手続きの遅延または第三者による妨害、その他乙の責任に帰すことのできない事由によって工期内に工事を完了することができないとき。
(2)本契約の目的物の完成に重大な影響をおよぼすおそれのある隠れた事実が発見されまたは発生したとき。
(3) 地盤の不良その他完成した目的物の安全を保証しがたい事由が発見され、設計または仕様の変更を必要とすると考えられるとき。
(4)工期に影響すべき重大な事実および事態が生じたとき。
(5)その他甲の権利義務に影響する重大な事実を知ったとき。
(請負代金等の変更)
第16条　次の各号の1に該当する場合は、甲および乙は、相手方に請負代金等の変更を求めることができる。
(1)第14条および第15条により工事の追加・変更または工期の変更があったとき。
(2)支給材料・貸与品について品目、数量、受渡期間、または受渡場所の変更があったとき。
(3)工期内に予期することができない法令の制定・改廃、経済事情の激変等により、請負代金等が明らかに適当でないと認められるとき。
(4)一時中止した工事または災害を受けた工事を継続する場合、請負代金等が明らかに適当でないと認められたとき。
2．請負代金等の変更をするときは、甲・乙が協議して書面をもってその金額を定める。ただし、工事の減少部分については工事費内訳明細書により、増加部分については時価によるものとする。
3．第1項の定めにかかわらず、本契約の目的物の着手期日が本契約締結日から6ヵ月以上経過した日となった場合は、甲・乙協議の上、請負代金等の額を変更できるものとする。この場合、変更につき協議が成立しないときは、甲または乙は、本契約を解除できるものとし、その処理については第27条第1項の規定を準用する。
(施工について生じた一般の損害)
第17条　工事の完成引渡しまでに本契約の目的物、工事材料その他施工一般について生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害のうち、次の各号の1に該当する場合は甲の負担とし、乙は必要に応じて工期の延長を請求することができるものとする。
(1)甲の都合によって着手期日までに着工できなかったとき、または甲が工事を繰延もしくは中止したとき。
(2)甲の前払いまたは部分払いが遅延したため乙が工事に着手できず、または乙が工事を中止したとき。
(3)支給材料または貸与品の受渡が遅れたため、乙が工事の手待または中止をしたとき。
(4)その他、甲の責任に帰すべき事由によるとき。
(第三者の損害および第三者との紛議)
第18条　工事の施工にあたり第三者の生命、身体に危害を及ぼし財産などに損害を与えたときは、甲・乙協力して処理解決にあたるものとし、これに要した費用は乙の負担とする。ただし、甲の責任に帰する事由によるときは、甲の負担とする。
2．工事の施工にあたり第三者との間に紛議を生じたときは、次の各号に従う。
(1)騒音・振動を原因として生じた紛議は、乙がその解決にあたり、甲・乙協議の上必要な措置をとるものとし、これに要した費用は乙の負担とする。
(2)日照阻害・眺望侵害・風害・電波障害等、建築敷地もしくは本契約の目的物の利用形態を原因として生じた生活環境に関する紛議、または境界その他近隣関係に関する紛議は、甲がその処理解決にあたり、甲・乙協議の上必要な措置をとるものとし、これに要した費用は甲の負担とする。
(3)その他第三者との間の紛議は、甲・乙協議の上必要な措置をとる。
3．乙の責任に帰すことのできない事由によって前二項の損害または紛議が生じたときは、乙は、施工等に必要な日数につき、工期の延長を請求できるものとする。
(不可抗力による損害)
第19条　天災地変、風水火災等の自然的事象または第三者による人為的事象であって、甲・乙いずれにも責任を帰することのできない事由によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場